

3. 平成19年度財団法人船橋市文化・スポーツ事業計画書

第 15 期

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

事業活動方針

当社は、市民の文化・スポーツ活動の普及振興を図り、文化・スポーツ施設の管理運営及び文化・スポーツ事業を行うことにより心豊かで健康な明るい市民生活の形成に寄与いたします。

平成18年度から指定管理者として、船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理運営を代行しております。平成19年度は指定管理者2年目を迎えるにあたり、公共の文化・スポーツ施設への幅広い市民のニーズに応え、より一層の「市民サービスの向上」と「経費の節減」を図ってまいります。

また、船橋市制70周年を記念して、第5回洋上研修「船橋少年の船」事業を船橋市・船橋市教育委員会と共催で行います。

事業内容

1. 文化事業及び文化施設管理事業

指定管理者として管理運営を代行する船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターにおいて、市民の作品を発表する場や美術作品等を鑑賞する機会を提供し、文化・芸術の振興を図ります。

- ・「絵本原画展」等のイベントの開催
- ・「茶道」、「華道」等に係わる教室事業の開催

2. スポーツ事業及びスポーツ施設管理事業

指定管理者として管理運営を代行する船橋市総合体育館及び船橋市武道センターにおいて、市民が気軽に参加することができる又は観覧できる機会を提供し、スポーツを通して市民の健康の増進と連帯感の醸成を図ります。

- ・「スポーツフェスティバル」、「Wリーグ(バスケットボール)」等のイベントの開催
- ・「スイミング」、「エアロビクス」等の教室事業の実施 他

3. 広報事業及び情報提供事業

公社が管理運営を代行する施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を広く市民に広報し利用促進を図るため、広報事業を展開します。また、総合体育館内の「インターネット閲覧コーナー」で公社の文化・スポーツ事業の情報提供を行います。

4. 売店事業

公社が管理運営を代行する施設の利用者の利便性を高めるため、施設利用に必要な消耗品等の販売事業及び飲料水自動販売機設置事業を行います。

また、船橋市総合体育館の売店所「オアシス」の一部を、船橋市の福祉団体と売店業

務契約を結び、利用者へのサービス向上を図るとともに、障害者の就労や活動の機会を提供する。

5. 船橋市制70周年記念第5回洋上研修「船橋少年の船」事業の実施

海外への訪問、洋上研修を通じ、連帯感にあふれ国際感覚に富む青少年の育成を図るため、洋上研修「船橋少年の船」事業を実施します。

実施時期 平成19年8月19日～26日（7泊8日）

訪問国・地域 中国 上海市